

最低制限価格算定方法の改正について

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する **工事の最低制限価格の算定方法** を改正します。

1 工事の最低制限価格の算定方法

現行（改正前）

■算定方法〔①～④の各項目の合計額〕

※但し、①～④の各項目で最終的に得た額の千円未満については切捨て。

(1) 土木系〔土木・舗装・造園〕工種

- ①直接工事費の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の90%
- ④一般管理費の65%

(2) 土木系以外の一般工種

- ①直接工事費－(直接工事費×0.1)の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費＋(直接工事費×0.1)の90%
- ④一般管理費の65%

(3) 昇降機設備工事

- ①直接工事費－(直接工事費×0.2)の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費＋(直接工事費×0.2)の90%
- ④一般管理費の65%

改正後

■算定方法〔①～④の各項目の合計額〕

※但し、①～④の各項目で最終的に得た額の千円未満については切捨て。

(1) 土木系〔土木・舗装・造園〕工種

- ①直接工事費の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費の90%
- ④一般管理費の70%

(2) 土木系以外の一般工種

- ①直接工事費－(直接工事費×0.1)の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費＋(直接工事費×0.1)の90%
- ④一般管理費の70%

(3) 昇降機設備工事

- ①直接工事費－(直接工事費×0.2)の97%
- ②共通仮設費の90%
- ③現場管理費＋(直接工事費×0.2)の90%
- ④一般管理費の70%



2 委託業務の最低制限価格の算定方法

工事に係る設計及び監理の委託業務、地質調査の委託業務並びに測量の委託業務に係る最低制限価格の算定方法については、従前のおりです。

■工事に係る業務の最低制限価格の算定方法

[平成28年4月4日以降に公告又は指名通知する案件から適用中]

(1) 建築・設備設計

直接人件費の額 + 特別経費の額 + 技術料等経費の60% + 諸経費の70%

(2) 土木設計

直接人件費の額 + 直接経費の額 + その他原価の90% + 一般管理費等の50%

(3) 地質調査

直接調査費の額 + 間接調査費の90% + 解析等調査業務費の80% + 諸経費の50%

(4) 測量

直接測量費の額 + 測量調査費の額 + 諸経費の55%

3 最低制限価格の算出過程における金額の取扱い 【工事・委託業務共通】

工事・業務に係る最低制限価格等を算定する際に用いる各調書における算出過程の金額の取扱いについては、前記1の改正後においても従前のおりです。

(1) 算出課程の基本的な考え方

直接工事費・現場管理費・直接人件費・直接経費・その他原価等を算出する過程において、各費目の金額は**1円単位**で計算します。

なお、直接人件費・直接経費・その他原価・一般管理費等の業務委託費の構成は、北海道建設部土木事業委託積算基準をご覧ください。

(2) 具体的な取扱い [平成26年5月14日以降に公告及び指名通知を行う工事・業務から適用中]

■工事：直接工事費・現場管理費の算出方法

【土木系以外の一般工種】

$$\text{①直接工事費〔千円未満切捨て〕} = \text{直接工事費〔1円単位〕} - \underline{\text{(直接工事費〔1円単位〕} \times 0.1)}$$

$$\text{②共通仮設費〔千円未満切捨て〕}$$

$$\text{③現場管理費〔千円未満切捨て〕} = \text{現場管理費〔1円単位〕} + \underline{\text{(直接工事費〔1円単位〕} \times 0.1)}$$

$$\text{④一般管理費〔千円未満切捨て〕}$$

注意) 下線の計算結果は円未満切捨て

【昇降機設備工事】

$$\text{①直接工事費〔千円未満切捨て〕} = \text{直接工事費〔1円単位〕} - \underline{\text{(直接工事費〔1円単位〕} \times 0.2)}$$

$$\text{②共通仮設費〔千円未満切捨て〕}$$

$$\text{③現場管理費〔千円未満切捨て〕} = \text{現場管理費〔1円単位〕} + \underline{\text{(直接工事費〔1円単位〕} \times 0.2)}$$

$$\text{④一般管理費〔千円未満切捨て〕}$$

注意) 下線の計算結果は円未満切捨て

■業務：直接人件費・直接経費・その他原価等算出方法

【土木設計及び工事監理】

$$\text{①直接人件費〔千円未満切捨て〕}$$

$$\text{②直接経費}^{\ast 1} \text{〔千円未満切捨て〕}$$

直接経費^{※1}の算出

設計図書のa)からe)に掲げる経費を1円単位で合算した額(A)を千円未満切捨てた額

- a) 事務用品費 b) 旅費交通費 c) 電子成果品作成費 d) 電子計算機使用料及び機械器具損料
e) 特許使用料、製図費等

$$\text{③その他原価}^{\ast 2} \text{〔千円未満切捨て〕}$$

その他原価^{※2}の算出

設計図書の直接経費から①の(A)の額を1円単位で減じ、その額に間接原価を1円単位で加算した額を千円未満切捨てた額

$$\text{④一般管理費〔千円未満切捨て〕}$$

【地質調査】

$$\text{①直接調査費〔千円未満切捨て〕} = \text{直接調査費〔1円単位〕} + \text{直接経費(一般調査)〔1円単位〕}$$

$$\text{②間接調査費〔千円未満切捨て〕}$$

$$\text{③解析等調査業務費〔千円未満切捨て〕}$$

$$\text{④諸経費〔千円未満切捨て〕}$$

4 最低制限価格率の範囲 【工事・委託業務共通】

工事、工事に係る設計及び監理の委託業務、地質調査の委託業務並びに測量の委託業務に適用される「最低制限価格率」については、前記1の改正後においても従前のとおりです。

■最低制限価格率

〔令和元年(2019年)5月7日以降に公告又は指名通知する案件から適用中〕

(工事、工事に係る設計及び監理の委託業務、地質調査の委託業務並びに測量の委託業務)

※ただし、工事に係る監理のみの委託業務は除く

最低制限価格率が10分の9.2を超える場合にあつては10分の9.2とし、10分の7.5に満たない場合にあつては10分の7.5とする。

5 適用年月日

令和4年4月1日以降に公告又は指名通知する工事案件より適用

(一般財団法人札幌市住宅管理公社最低制限価格取扱要綱を一部改正して適用。適用年月日前に既に公告又は指名通知した工事案件に係る最低制限価格の算定方法については、改正前の要綱の規定による)

【問合せ先】

(一財)札幌市住宅管理公社 総務部 総務課 契約担当係
電話 211-3381

最低制限価格の算定に係る参考調書

工事名	
-----	--

- (1) 本工事（土木系工種（土木、舗装及び造園）の工事）以外の工種の工事。ただし、機械設備工種のうち昇降機設備工事を除く。）の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

直接工事費	（ 千円）の 9.7/10	千円
共通仮設費	（ 千円）の 9/10	千円
現場管理費	（ 千円）の 9/10	千円
一般管理費等	（ 千円）の 7/10	千円
①	計	千円

※ 千円未満切捨て

- (2) 本工事の工事価格

②	工事価格	千円
---	------	----

※ 千円未満切捨て

- (3) ①の②に占める割合

①/②×100	%
---------	---

※ 小数点第2位以下切捨て

※ 92%を超える場合にあっては92%とし、75%に満たない場合にあっては75%とする。

令和 年 月 日	参考調書作成者	印
----------	---------	---

最低制限価格の算定に係る参考調書

工事名	
-----	--

(1) 本工事（機械設備工種のうち昇降機設備工事）の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の合計額

直接工事費	（ 千円）の 9.7/10	千円
共通仮設費	（ 千円）の 9/10	千円
現場管理費	（ 千円）の 9/10	千円
一般管理費等	（ 千円）の 7/10	千円
①	計	千円

※ 千円未満切捨て

(2) 本工事の工事価格

②	工事価格	千円
---	------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

①/②×100	%
---------	---

※ 小数点第2位以下切捨て

※ 92%を超える場合にあつては92%とし、75%に満たない場合にあつては75%とする。

令和 年 月 日	参考調書作成者	印
-------------------	---------	---

最低制限価格の算定に係る参考調書

業務名	
-----	--

- (1) 本業務（建築設計等業務および設備設計等業務。ただし、土木設計等業務と同様の費目により予定価格を算出する設備設計等業務を除く。）の直接人件費、特別経費、技術料等経費及び諸経費の合計額

直接人件費	（ 千円）の額	千円
特別経費	（ 千円）の額	千円
技術料等経費	（ 千円）の 6/10	千円
諸経費	（ 千円）の 7/10	千円
①	計	千円

※ 千円未満切捨て

- (2) 本業務の業務価格

②	業務価格	千円
---	------	----

※ 千円未満切捨て

- (3) ①の②に占める割合

	①/②×100	%
--	---------	---

※ 小数点第2位以下切捨て

※ 92%を超える場合にあっては92%とし、75%に満たない場合にあっては75%とする。

令和 年 月 日	参考調書作成者	印
----------	---------	---

最低制限価格の算定に係る参考調書

業務名	
-----	--

(1) 本業務（土木設計等業務及びこれと同様の費目により予定価格を算出する設備設計業務）の直接人件費、直接経費、その他原価及び一般管等の合計額

直接人件費	（ 千円）の額	千円
直接経費	（ 千円）の額	千円
その他原価	（ 千円）の 9/10	千円
一般管理費等	（ 千円）の 5/10	千円
①	計	千円

※ 千円未満切捨て

(2) 本業務の業務価格

②	業務価格	千円
---	------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

①/②×100	%
---------	---

※ 小数点第2位以下切捨て

※ 92%を超える場合にあつては92%とし、75%に満たない場合にあつては75%とする。

令和 年 月 日	参考調書作成者	印
-------------------	---------	---

最低制限価格の算定に係る参考調書

業務名	
-----	--

(1) 本業務（地質調査業務）の直接調査費、間接調査費、諸経費及び解析等調査業務費の合計額

直接調査費	（ 千円）の額	千円
間接調査費	（ 千円）の 9/10	千円
諸経費	（ 千円）の 5/10	千円
解析等調査業務費	（ 千円）の 8/10	千円
①	計	千円

※ 千円未満切捨て

(2) 本業務の業務価格

②	業務価格	千円
---	------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

①/②×100	%
---------	---

※ 小数点第2位以下切捨て

※ 92%を超える場合にあつては92%とし、75%に満たない場合にあつては75%とする。

令和 年 月 日	参考調書作成者	印
-------------------	---------	---

最低制限価格の算定に係る参考調書

業務名	
-----	--

(1) 本業務（測量業務）の直接測量費、測量調査費及び諸経費の合計額

直接測量費	（ 千円）の額	千円
測量調査費	（ 千円）の額	千円
諸経費	（ 千円）の 5.5/10	千円
①	計	千円

※ 千円未満切捨て

(2) 本業務の業務価格

②	業務価格	千円
---	------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

①/②×100	%
---------	---

※ 小数点第2位以下切捨て

※ 92%を超える場合にあっては92%とし、75%に満たない場合にあっては75%とする。

令和 年 月 日	参考調書作成者	印
-------------------	---------	---

最低制限価格の算定に係る参考調書

業務名	
-----	--

(1) 本業務 (別記様式 1 - 4 の(1)、1 - 5 の(1)、1 - 6 の(1)及び1 - 7 (1)) の合計額

建築設計等業務等 (別記様式 1 - 4 の(1))の額	千円
土木設計等業務等 (別記様式 1 - 5 の(1))の額	千円
地質調査業務 (別記様式 1 - 6 の(1))の額	千円
測量業務 (別記様式 1 - 7 の(1))の額	千円
① 計	千円

※ 千円未満切捨て

※ 本様式と併せて別記様式 1 - 4 ~ 1 - 7 を作成すること。

(2) 本業務の業務価格 (別記様式 1 - 4 の(2)、1 - 5 の(2)、1 - 6 の(2)及び1 - 7 の(2)) の合計額

② 業務価格	千円
--------	----

※ 千円未満切捨て

(3) ①の②に占める割合

$\text{①}/\text{②} \times 100$	%
--------------------------------	---

※ 小数点第2位以下切捨て

※ 92%を超える場合にあっては92%とし、75%に満たない場合にあっては75%とする。

令和 年 月 日	参考調書作成者	印
----------	---------	---